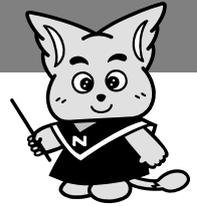


国民年金だより



「扶養親族等申告書」は期限までに提出を！

老齢もしくは退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として所得税がかかります。

翌年支払われる年金から所得税の各種控除を受けるためには、現在、社会保険業務センターから送付の「扶養親族等申出書」を提出していただき、年金にかかる所得税の計算を行いますので、提出期限**平成20年12月1日**までに社会保険業務センターへ提出してください。

提出が遅れたり、提出されなかった場合には、各種控除が受けられず、提出した場合と比べて多くの所得税が源泉徴収されますので、ご注意ください。

なお、次の方は課税の対象となりませんので、申告書の提出は必要ありません。

- ・支払年金額（年額）が108万円未満の方（65歳以上は158万円未満の方）
- ・障害年金・遺族年金を受けている方

国民年金保険料の年末調整や確定申告は、 「領収書」・「証明書」の添付が必要です

国民年金保険料は、所得税及び住民税等の申告において全額が社会保険料控除（非課税）の対象となります。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納めた場合も申告することができます。

年末調整や確定申告の手続きの際、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する控除証明書（証明内容は、本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料の額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です）又は領収書が必要となりますので、控除証明書又は領収書は大切に保管してください。

控除証明書の送付について、国民年金保険料を平成20年1月1日から9月30日までの間に納付された方は、平成20年11月上旬に送付しております。また、平成20年10月1日から12月31日までの間に納付された方は、平成21年2月上旬に送付することとしております。

なお、詳しくは、社会保険事務所窓口までお問い合わせください。

また、控除証明書専用ダイヤルもご活用ください。

控除証明書専用ダイヤル

（平成20年11月1日～平成21年3月13日 平日9:00～17:00）

TEL 0570-070-117

※ 一般電話・公衆電話から、市内通話料金でご利用いただけます。

※ IP電話等の方は、TEL 03-6748-8882へおかけください。

【お問い合わせ先】

徳島南社会保険事務所

国民年金業務課

TEL 088-652-1511

野外焼却について（お願い）

近年、ごみの野焼きに関する苦情（相談）が増え問題となっています。廃棄物処理法においては、平成13年4月1日から一定の例外を除いて、廃棄物の野外での焼却に罰則が設けられています。野焼きはダイオキシンの排出や火災発生の原因になるばかりでなく、煙や臭いで気分が悪くなったり、布団・洗濯物に汚れや臭いがつくなど近所迷惑になることもありますので、野外での焼却はやめましょう。

※直罰の対象とならない焼却であっても、住宅密集地や農地（畑地・田んぼ）、山林など地域の状況によって、周囲の環境衛生上問題となる場合は、県・市町村の指導及び処分の対象となりますのでご注意ください。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】 役場住民福祉課 TEL 77-3614 支所住民室 TEL 78-2212